

地方独立行政法人秋田県立療育機構役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）には、年俸及び通勤手当を支給する。
2 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）には、非常勤役員手当を支給する。

(支給方法等)

第3条 前条の年俸、通勤手当及び非常勤役員手当は、地方独立行政法人秋田県立療育機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定の適用を受ける職員の給与の支給日の例による。

(常勤役員の年俸額)

第4条 年俸の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。

- 一 理事長 2, 100万円以下
- 二 副理事長 1, 500万円以下
- 三 理事 1, 400万円以下

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給方法は、職員給与規程の規定の適用を受ける職員の通勤手当の額及び支給方法の例による。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤の理事の役員手当の額は、日額32,000円とする。

2 非常勤の監事の役員手当の額は、年額900,000円とする。

3 非常勤役員手当のほか、理事長は、勤務日数に応じ、非常勤役員に通勤に要する費用に相当する額を支給することができる。

(重複給与の禁止)

第7条 役員が法人の職員を兼ねるときは、役員の報酬は支給しない。

(退職手当)

第8条 役員退職手当は、これを支給しない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。